

令和6年度第1回宗像市介護保険運営協議会

議事録

日時		令和6年6月27日(木)午後6時30分～午後7時25分
会場		宗像市役所第2委員会室
出席者	委員 (五十音順)	岡山委員【副会長】、乙藤委員、鴨川委員、木村委員、関岡委員、永戸委員、中村委員、長谷川委員、姫野委員、平田委員、本郷委員、矢島委員
	事務局	林田健康福祉部長、福嶋保険医療担当部長、八木介護保険課長、橋本高齢者支援課長、松井福祉政策課長、安川健康課長、豊福主幹兼地域包括ケア推進係長、飯野高齢者サービス係長、山本健康サポート係長、西村審査指導係長、井上介護認定係長
会議次第		1. 開会 2. 会長挨拶 3. 議題 (1)報告事項 ・健康福祉部の機構と人事異動について ・第8期計画期間中の介護保険実績報告について ・令和5年度宗像市「地域包括支援センター」実績報告について ・認知症初期集中支援チーム活動実績について ・令和5年度事業所の指定状況について ・介護人材確保対策事業について (2)審議事項 なし 4. その他 5. 閉会

1. 開会

【事務局】

本日はお忙しい中ご出席頂き誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

まず、事前に配付いたしました資料の確認をさせていただきます。お手元にございますか確認をお願いいたします。資料番号は資料の右上に記載しています。まず、A4 縦「次第」、次に、A4 縦、資料 1「宗像市健康福祉部機構図」、A4 横、資料 2「1 号被保険者数、要介護認定者数の推移」、同じく資料 2「認定率、要介護度別認定者数の推移」、A4 横、資料 3「計画・実績比較」の資料が 3 枚ございます。次に、A3 縦、資料 4「地域支援事業」、A3 縦、資料 5「地域支援事業一覧表」、A4 横、資料 6「介護保険事業の財政状況」、A4 横、資料 7「第 1 号被保険者保険料収納状況」、A4 縦、資料 8「宗像市地域包括支援センター実績報告」とそのあとに、資料 8-1 から 8-7 までございますでしょうか。次に、A4 縦、資料 9-1 と 9-2 の 2 枚

が「認知症初期集中支援チーム」の資料です。A3 縦、資料10「事業所指定状況一覧」、次に、A4 縦、資料11が①から④までの4枚ございます。資料は全てお手元にありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。まず、次第1、開会ですが、本日の欠席者は事前に連絡を頂いています三宅委員、花田委員の2名です。したがって、委員の過半数のご出席を頂いており、宗像市介護保険運営協議会規則第5条第3項により定足数を満たしていますので、会議が成立していることをご報告いたします。次に、議事録署名委員の選任です。議事録署名委員は、名簿順によりまして、今回は姫野委員となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 会長挨拶

【事務局】

続きまして、次第の2、会長挨拶です。本日は、三宅会長が欠席されていますので、岡山副会長にお願いいたします。

【副会長】

皆さんこんばんは。本日は足元の大変悪い中、しかもお忙しい中に、お集まりを頂きましてありがとうございます。今回の運営委員会は、現委員の任期が今月末となっておりますので、現委員で最後の運営協議会となります。今日の議題でございますが、既に配付いたしておりますとおり第8期計画期間中の実績報告や介護人材確保対策事業の概要など報告事項が6項目ございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。それではこれからの進行は副会長にお願いいたします。

3. 議題

(1) 報告事項

■健康福祉部の機構と人事異動について

【会長】

はい。それでは早速議題に入ります。まず、最初の議題は、報告事項「健康福祉部の機構と人事異動」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

よろしくお願いいたします。それでは資料1をご覧ください。健康福祉部の組織体制については、資料1に記載のとおりとなります。名前の下に下線を引いているものが、今年4月1日付の人事異動により変更となっておりますので、ご確認をお願いいたします。説明は以上です。

【会長】

はい。ありがとうございます。何か皆さん方からご意見なりご質問ありますでしょうか。

<質疑なし>

■第8期計画期間中の介護保険実績報告について

【副会長】

では、質問はないようですので、次の議題に入らせていただきます。次は、「第 8 期計画期間中の介護保険実績報告」についてです。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい。引き続き私の方で説明いたします。資料 2 をご覧ください。1 枚目は、令和 3 年度から 5 年度の第 1 号被保険者数と認定者数の推移、2 枚目は同じ期間の認定率と介護度別の認定者数の推移となります。第 1 号被保険者数は、令和 6 年 3 月に、2 万 9787 人で、令和 5 年 3 月と比べて 237 人増加しています。第 8 期計画における推計値は 2 万 9661 人でしたので、約 130 人多いですが、大きな乖離はありません。認定者数は、令和 6 年 3 月に、4069 人で、前年の令和 5 年 3 月と比べて 37 人増加しています。第 8 期の推計値である 4404 人より下回っており、総合事業や介護予防、健康づくり施策の取組により、介護予防の効果が現れていると考えられます。

次に、資料 3 をご覧ください。第 8 期計画期間の令和 3 年度、4 年度、5 年度の介護給付費、介護予防給付費の計画値と実績値をサービスの種類別に比較しています。1 枚目は、介護給付費と介護予防給付費の合計、2 枚目は介護給付費、3 枚目は介護予防給付費のそれぞれの実績です。実績比、前年比欄でオレンジ色がついている箇所につきましては、計画値または前年実績値を上回ったサービスです。また、表の下にサービスごとの合計額の比較を掲載しております。1 枚目の介護給付費と介護予防給付費を合計した資料をご覧ください。令和 5 年度は、居宅サービスについては、前年度より増加したサービスが多く、ニーズが高まっていることが窺えます。計画値と実績値との比較ですが、令和 5 年度の表の右下、下から 4 行目に居宅サービスの給付費の合計を記載しておりますが、右から 2 行目の実績比の欄が 1.0 となっており、計画値と実績値はほぼ同額となっております。一方、施設サービスについては、介護老人福祉施設は実績値が前年度より微増ですが、計画値との比較では、令和 5 年度の表の右下、下から 2 行目に施設サービスの給付費の合計を記載しておりますが、右から 2 行目の実績比の欄が 0.83 となっておりまして、施設サービス全体としては、計画値より実績値が下回っています。この要因の主なものとしては、第 8 期期間中に開設する予定となっていた広域型特別養護老人ホームの開設が第 9 期にずれ込んだことにより、想定より実績が伸びなかったと考えられます。

次に、資料 4 をご覧ください。地域支援事業及び地域支援事業以外の高齢者福祉事業の各事業についての令和 3 年度から 5 年度までの実績となります。1 ページから 4 ページまでが介護予防・日常生活支援総合事業、一般介護予防事業、包括的支援事業などの地域支援事業を構成する事業の実績となります。5 ページ目は、高齢者福祉事業の実績となります。

次に、資料 5 をご覧ください。地域支援事業の令和 3 年度から令和 5 年度の決算額です。区分 1 の総合事業、区分 2 の包括的支援事業及び任意事業ともに、令和 4 年度に比べて増加しており、総事業費は前年度比 104.1%となっています。

次に、資料 6 をご覧ください。第 6 期から第 8 期までの計画期間、年度ごとの支出と収入の計画値と実績値、及び年度ごとの介護給付費準備基金の残高です。支出の(Y)実績値の令和 5 年度は、介護保険給付費、地域支援事業費ともに令和 4 年度と比べて増加しています。収入の第 1 号保険料収納額(a)は、基準月額を第 7 期の 5400 円から第 8 期に 5000 円に引下げたことにより、第 7 期と比べ減少しています。

介護保険準備基金の残高については、平成 28 年度以降、毎年1、2億円程度基金に積立てており、令和 5 年度末には 14 億円を超えております。第 9 期では、この基金を 8 億円活用し、基準月額を第 8 期の 5000 円から 250 円引下げ、4750 円に設定しております。基金残高については、今後も介護給付費や地域支援事業費の大幅な伸びによる介護保険料、基準月額の伸びの抑制などに活用する予定です。

次に、資料 7 をご覧ください。平成 30 年から、令和 5 年度までの各年度における第 1 号被保険者の保険料の収入状況の推移となります。現年度分については、収納率 99.8%と高い水準を維持しています。滞納繰越分については、令和 4 年度と比較して増加しています。事務局からの説明は以上です。

【副会長】

はい。事務局からの説明がありましたが、何か皆さんのほうからご質問、ご意見ありますでしょうか。特にありませんか。何かありましたら、最後にでもお尋ね頂けたらと思います。

<質疑なし>

■令和5年度宗像市「地域包括支援センター」実績報告について

【副会長】

それでは、次の議題に入らせていただきます。次は、報告事項「令和 5 年度宗像市地域包括支援センター実績報告」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい。資料 8 の説明をさせていただきます。宗像市介護保険運営協議会は、地域包括支援センター運営協議会も兼ねていることから、宗像市地域包括支援センターの実績報告について、資料 8 を用いて行います。

なお、本日、皆様方から見ていただいて左手のほうに、日常生活圏域 6 か所を担当していただいております各地域包括支援センターの管理者にも同席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。手前から吉武・赤間・赤間西地域包括支援センターの管理者の大宮さん。次に、自由ヶ丘地域包括支援センター管理者の井上さん。次に、河東地域包括支援センターの管理者の川添さん。次に、南郷・東郷地域包括支援センターの稲田さん。次に、日の里地域包括支援センターの和田さん。最後に、玄海・池野・岬・大島地域包括支援センターの江崎管理者でございます。

説明は私の方でまとめてさせていただきますので資料をご覧ください。宗像市地域包括支援センターは、6つの日常生活圏域それぞれを担当する日常生活圏域の地域包括支援センター6 か所と、基幹的な機能を持つ基幹型地域包括支援センター1 か所で業務を行っています。資料 8 は全体をまとめた実績報告で、各地域包括支援センターの年間活動状況の集計値をまとめたものです。集計値以外の内容については、資料 8-1 から 8-7 の各地域包括支援センターの実績報告をご参照ください。令和 5 年度は6つの日常生活圏域全ての地域包括支援センターの運営を開始して 5 年目を迎えた年でした。地域包括支援センターは高齢者の様々な相談を受け、その内容、相談内容に応じて必要な対応や支援関係機関へのつなぎをしています。各地域包括支援センターにおける包括的支援事業に関わるのは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、これらに準ずる者を含むものであり、各地域包括支援センターの配置人数は、吉武・赤間・赤間西地域包括支援センターには 5 人、その他の地域包括支援センターは 3 人であり、国が示す基準に基づいた配置となっております。しかしながら、相談件数や対応件数は年々増加傾向であり、このことは、基幹型地域包括支援センターも同様で、対応延べ件数が多い点については、相談内容が多様化していることや、複雑

化していることが背景にあると捉えております。

各地域包括支援センターの実績報告、資料 8-1 から 8-7 における、1のイ.(ア)地域におけるネットワークの構築、キ.生活支援体制整備事業、ク.認知症地域支援推進活動の記載にあるとおり、各地域包括支援センターの職員は担当する地区内における様々な会議や、行事などの活動に積極的に参加していただき、関係機関や事業所への訪問などを通じて、地域の方と顔が見える関係を構築しています。市の高齢者支援課に設置している市直営の宗像市地域包括支援センターは、各地域包括支援センターの後方支援を行うなど、基幹的な役割を担っています。また、市役所来庁者に対する高齢者に関する総合相談窓口の機能を有していることから、宗像市地域包括支援センターで相談を受けた事案のうち、継続的な支援が必要な事案については、各地域包括支援センターにつないで支援をしていただいているところです。併せて、各地域包括支援センターが対応している事案について、困難であったりとか、虐待に関する事例につきましては、基幹型の地域包括支援センターで対応したり、協力をして対応に当たっているところです。以上、簡単ではございますが報告とさせていただきます。

【副会長】

はい、ありがとうございます。また、地域包括支援センターの職員の皆さんは大変ご苦勞様でございます。ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について何か皆さんからご意見、ご質問はありませんでしょうか。

【委員】

成年後見制度利用促進事業について、他の自治体をちょっと見てるとなかなか利用と予算の関係で、大体どのくらいの利用があって、市長申立の予算はどのくらいあって、何人ぐらいの利用があったかお分かりでしょうか。自治体によっては、もともとの予算がすごく少ない自治体もあったと思います。

【事務局】

こちら資料 4 の 3 ページの下段、下から 2 番目の表に記載をしておりますが、市長申立ては、昨年度は 1 件、その前の年度が 6 件でした。年度によって、ばらつきがありますが、市長申立てが必要と判断したものについて、対応しておりまして、昨年度は 1 件、それと親族申立て支援が 3 件になっております。また、資料 5 に昨年度の実績額を記載しておりまして、2の包括的支援事業及び任意事業の(2)ウその他の事業の中に、成年後見制度の利用支援事業というものがございまして、昨年度の実績が 98 万 8874 円となっております。以上です。

【委員】

ありがとうございます。

【副会長】

はい。何かほかにございませんか。

【委員】

地域包括支援センターの実績報告の中で、相談内容件数のところにかかなりのばらつきがあります。3000 とか 60 とか 30 とか、この内容というのはどういったものか知りたいということ、まずそれをお願いしたいと思います。

【事務局】

全体の実績報告資料 8 の、相談内容別件数の介護、虐待、行政サービス、その他の数値のばらつきがあ

るということでこの説明ということでよろしいでしょうか。

【委員】

その他のところのばらつきが大きいので、こういったことなのかなと思います。

【事務局】

私のほうが認識しておりますのが、その他のところが上の介護とか虐待疑いとか行政サービスに分類できないものということになるかと思いますが、その他の中には相談を受けるけれども、結局連絡が取れなかったり、また相談内容がちょっと不明だったりとか、ここに該当しないような内容、例えば、包括支援センターはいろんな相談がある中で重度な方の相談だけではなくて、やはりご相談にこられる方でまだ介護サービスまでは至らないなっていう方がいらっしゃる。そうすると自費のサービスとか、地域の活動の紹介とか、そういうものに結びつけることもございますので、その部分がこのその他のほうに分類をして記載をしていただいております。

【委員】

ありがとうございました。本当に日々大変だろうと思わせていただけてます。それから、虐待が結構出ますけども、この高齢者虐待はどういったことが多いのでしょうか。話せるところで回答頂ければと思います。

【事務局】

はい。具体的な例につきましては個人情報等もございますし、市の状況としてどこまでお示しするかというところは、やはり統計的な数値でのご説明にとどめさせていただきたいと思っております。全国的な集計をする中で、虐待の分類としては身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクトなどに分類されます。私たちが相談を受けたものが、虐待の有無の判断をする中で、どの分類に当てはまるかということを確認をすることになりますが、一つであったり、複数重なったりということが、というご説明にとどめさせていただければと思います。

【副会長】

ありがとうございました。それで、他になにかございますか。

【委員】

はい。先ほどの委員の質問に関連しますが、成年後見の市長申立てについて、昨年度が6件で、今年度、前回は1件ですね。お聞きしたいのは、どういう基準で市長申立てを、認めるのか。生活保護とかですね、住民税の非課税であるとか、そういうことが、あってということなんじゃないかな。

【事務局】

はい。市長申立ての基準につきましては、市長申立ての申請をすることができる人がいない人、ということになります。先ほど委員さんが言われた生活保護とか、非課税世帯ということについては利用促進の部分の費用の助成の部分、の該当項目が生活保護の人とかということになります。市長申立てにつきましては、親族などの申立てをする人がいない人、というところを調査した上で、該当する人かどうかという基準になっております。

【委員】

私は今、後見人をやっておりますけども、抱えてる事例では、兄弟はおられるけど、結婚してなくて親御さんが亡くなられて、兄弟が 1 人、弟さんがおられるんですけども、その方の場合、弟さんが申立てをしてくれないっていう事例で、申立てができない状況なんですよ。そういう場合には市長申立てっていうことはできないわけですかね。

【事務局】

まず、ご相談頂いて、できない理由、できないことについての確認などを、社会福祉士などがまず確認をさせていただいてからになるかと思います。まず、ご相談頂ければと思います。ご兄弟がいるからできないということではなくって、できない理由とか、その理由をお話をさせていただいて、最終的に要綱に基づいた形で確認をしていくということになります。

【副会長】

ほかにどなたかございますか。

【委員】

長谷川です。自由ヶ丘包括を受託してるのでなかなか言いにくいところあるんですけど、吉武・赤間・赤間西地区の相談件数が、ほかの地区に比べて非常に多いというのが見受けられ、地区ごとにその広さとか人口密度が違うので、それだけが一概に問題であるとは思いませんが、さすがに 3 倍近くの相談料をさばっているのに、その規模的なところで、包括支援センターの業務が本当に回るのかなというのを考えたら、なかなか厳しいところがあるんじゃないかということが見受けられるので、地区の割り振りをどうするかとか、その規模を再確認するとかっていうのは今後必要になってくると思います。5 年たったので、今後の課題として考えてもいいんじゃないかなと。数字だけ単純に見たときに、差があるなというのが認識できて、そう思いましたので、一つ提案させていただきます。以上です。

【事務局】

貴重なご意見ありがとうございました。今後の検討課題として捉えておきたいと思います。以上です。

【委員】

高齢者福祉事業の5枚目でしょうか、養護老人ホーム入所者というのがありますけれども、入所した後、どういうふうに運ばれていくのかっていうことを知りたいと思います。高齢者福祉事業等、地域支援事業の資料 4 の 5 枚目。入所後の流れがちょっと分かれば教えていただきたいと思いました。

【事務局】

入所後の流れということですが、生活の状況ということでしょうか。

【委員】

高齢者が入所する場合に、親族がいない人が入所することなのではないでしょうか。どのような人が入所して、どのように対応されているのかを知りたいです。

【事務局】

ケースによりますが、なかなか親族の援助が見込めないということで経済的・環境的な理由によって、1 人では生活ができないという方に対して、入所措置という形になります。入所判定委員会のほうで、本当に

1人で生活するのが難しいのか、入所の要件を満たしているのかというところを検討していただいて、決定した場合に、入所という流れになります。

【委員】

最後まで入所という形となりますか。

【事務局】

例えば、病院に入院される場合は、おおむね 3 か月以上など長期になれば、入所措置を解除して退所という形になります。

【委員】

そのあたりは、全てこちらで采配していかれるわけですね。

【事務局】

身元引受人で親族の方がいらっしゃる場合もありますので、そういった方と施設・市でご相談しながら、どういう形がいいのかというのを、ケースごとに判断しております。

【委員】

ありがとうございました。

■認知症初期集中支援チーム活動実績について

【副会長】

それでは、次の認知症初期集中支援チーム活動実績について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい。認知症初期集中支援チーム、活動実績についてご説明をさせていただきます。この介護保険事業介護保険運営協議会は、認知症初期集中支援チーム検討委員会も兼ねていることから、認知症初期集中支援チームの活動実績を報告するものです。認知症初期集中支援チームは、各地域包括支援センターに設置しております。資料 9-1 と資料の 9-2 をご覧ください。チーム員の構成及び認知症初期集中支援チーム活動の対象とするものは、資料 9-1 に示すとおりであり、おおむね 6 か月をめどとして集中的に対応して、自立生活のサポートを行っています。支援方針についての検討は、チームごとに、毎月 1 回定例で開催するチーム員会議で検討をしております。新規の事案については、対象者を訪問することを原則としていますが、諸般の事情に鑑み、訪問することが困難な事例もあり、この場合は、関係機関や関係者との連携を通じて、必要な支援を行う場合もあります。医療サービスや介護サービスに結びついた場合や家族や地域の見守り体制が整った場合などに、認知症初期集中支援チーム員の支援は終了となりますが、各地域包括支援センターでは、その後も継続的な支援を行っていただいております。令和 5 年度の実績は資料 9-1 及び各地域包括支援センターの実績報告書に示すとおりです。以上簡単ですが、説明を終わります。

【副会長】

はい、ありがとうございました。何か皆さんからご質問ありますでしょうか。

【委員】

質問 1 点だけ。私は福岡県の高齢者保健福祉計画第 8 次から委員長をやってまして、その間に圏域ごと

に結構共通して出てくるのが、診断的には後見相当の方々の状態で見つかってしまうと地域で、そのときにはもう福祉サービスとか介護サービスとか病院、等々にも、契約できる判断能力が結構ない方々が最近結構出てきていると思うんですけど、その対応は宗像市ではどうされているのでしょうか。

【事務局】

認知症初期集中支援チームはあくまでも認知症の初期の段階で対応するということですので、今のお話のところになると、包括支援センターの総合相談や対応している事案で、ケースの中でそのような事例が出たときには、包括支援センターと基幹型の社会福祉士等で連携をとりながら対応していくという現状があります。以上です。

【委員】

ありがとうございます。

■令和5年度事業所の指定状況について

【副会長】

それでは次の報告事項に入ります。令和5年度事業所の指定状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料 10 についてご説明を申し上げます。事前配付資料のA3 縦長の資料 10 をご覧ください。この資料は、宗像市が指定権限を持つ三つの事業所区分、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、及び介護予防支援事業所の令和 5 年度中の指定に関する動きを一覧でまとめたものとなります。上段に地域密着型サービス事業所、中段に居宅介護支援事業所、1 番下に介護予防支援事業所のそれぞれの動きをまとめております。各区分ごとにご説明を申し上げます。

まず、地域密着型サービス事業所についてですが、新規に指定した事業所が1か所となります。認知症対応型共同生活介護事業所、グループホームとなります。事業所の指定につきましては、密着部会の委員の皆様におかれましては 3 月の部会でご協議いただき、無事指定の運びとなりました。改めてご礼申し上げます。ありがとうございます。廃止事業所につきましては、3 か所となりまして、理由はそれぞれ右の備考欄にあるとおりです。なお 1 番下の宗像デイサービスかがやきにおきましては、期間満了に伴い、介護保険事業から、宿泊を中心とした自費サービスへ移行するため廃止となったものです。そして、更新が 7 事業所となりました。参考として、サービス種別ごとの事業所指定数の比較を掲載しています。令和 5 年 4 月 1 日と令和 6 年同日の時点比較となります。合計 31 事業所から、新規 1 事業所が加わるとともに、3 事業所が廃止となりまして、差引きで現在 29 事業所となっております。

続いて、居宅介護支援事業所、ケアマネ事業所についてです。まず、事業所数の推移ですが、新規指定が3、休止が1、廃止が2、更新が1事業所となります。休止及び廃止の理由につきましてはそれぞれ右の備考欄にあるとおりです。参考としてこちらも事業所指定数の時点比較を掲載しております。1 番右側ですが、令和 6 年時点の事業所数は休止を含んで 22、休止を除いたところでの実稼働事業所数は 21 事業所となります。最後に、介護予防支援事業所についてですが、こちらは地域包括支援センターの皆様にご担当いただ

いている介護予防支援事業、予防プランの作成管理を行う事業所に関する指定状況です。一昨年度更新となりました吉武・赤間・赤間西地域包括支援センターに続きまして、昨年度は二つのセンターが更新となりました。今年度は残りの 3 か所について更新を予定しております。事務局からは説明は以上となります。

【副会長】

はい、ありがとうございます。何か皆さん方から、お尋ねになりたいことございますでしょうか。

<質疑なし>

■介護人材確保対策事業について

【副会長】

次の報告事項は、介護人材確保対策事業についてです。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい。資料 11、A4 両面のリーフレット 4 枚となります。これらは、今年度、宗像市において、介護人材確保対策事業として実施する各事業の概要をまとめた資料となります。まず、資料 11 の①、オレンジ色のリーフレットをご覧ください。こちらは市内の事業所に勤務する、介護職員ですとか介護支援専門員ご本人を対象に、資格取得に伴う経費を補助するものです。令和 4 年度から介護職員向けに実施している補助事業ですが、今年度、令和 6 年度から内容を拡充しております。拡充内容は大きく 2 点となりまして、一つは介護支援専門員を対象に加えたこと。そしてもう一つは、補助額を半額から全額に上げたことです。

続いて、資料 11 の②、紫色のリーフレットをご覧ください。こちらは市内の事業所を運営する法人を対象に、介護人材の確保ですとか定着を目的に取り組む法人の事業について、その経費の一部を補助する内容となります。人材確保の取組について 30 万円、同じく人材定着の取組について 30 万円をそれぞれ上限として、合計最大で 60 万円を補助するものです。予算規模としましては 100 申請分の予算の確保をしている状況です。現時点での申請件数は 4 件となっております。ただ、既に問合せは多数頂いておりまして、改めて各法人における関心の高さ、課題の重要性を実感しているところです。

続いて、資料 11 の③、緑色のチラシをご覧ください。こちらは事業所における課題解決の支援を目的に、委託事業として新たに取り組むものとなります。今年度は人材定着に主眼を置きまして、大きく二つの側面で展開していきます。まず一つは、このチラシで案内しているアンケートの実施となります。宗像市が直接の指定を担う約 90 事業所を対象にしまして、人材定着ですとか人材確保についての現況をお伺いいたします。設問はチラシの裏面に記載のとおりとなりまして、アンケートの結果をもとに、後のモデル事業所の選定ですとか、次年度以降の市の施策に役立てていきたいと考えております。二つ目の側面は、モデル事業所、5 事業所を選定してのコンサルティングの実施となります。1 事業所当たり 4 回程度のコンサルティングを予定しておりまして、各事業所における個別具体の課題について、人材育成等を専門とするコンサルタントの伴走支援で解決にあたっていきます。9 月からのコンサル開始を目途に、現在、委託事業者であります麻生教育サービス株式会社と詳細を詰めているところでございます。

最後に、資料 11 の④、A4 両面の説明書きをご覧ください。こちらは、ハローワーク福岡東公共職業安定所と共催で開催する合同就職面談会についての説明となります。昨年 11 月に、宗像ユリックスを会場にし

まして、社会福祉法人を中心として同様の面談会を実施しております。今年度は規模を拡大しまして、福津市、古賀市に地域を広げるとともに、介護事業所のほかに障害福祉の分野にも対象を広げまして、また法人区分も限定せずに実施していく予定です。既に事業所の申込み受け付けは開始しております、事業所の選定ですとか、面談会会場の運営などは、ハローワークが中心になって、実施していきます。市は主に、面談会来場者となる市民への周知を担うとともに、あわせて会場を負担するものとなります。

今年度は以上の四つの事業を中心に、介護分野における人材確保対策に取り組んでいきたいと考えております。また、市全体としましては今年度から、介護・保育等も含め広く人材確保の取組を行っておりまして、若い世代を主なターゲットとした奨学金返還支援ですとか、東京、大阪等の都市圏からの移住支援制度を開始する予定となっております。事務局からの説明は以上となります。

【副会長】

はい、何か皆さん方から、お尋ねになりたいことございますでしょうか。

【委員】

1点だけですが、宗像は担い手がいなくて保険あって介護なし状態に近い地域っていうかどういう感じから断られるとかケアマネが足りないとか、人がいないんで派遣できないというのは、今まだ出てない感じですかね、人材関係。

【係長】

担い手の不足が顕著に出ているという状況は、幸いございません。ただ、ケアマネジャーに関しては若干不足感でありまして、市内事業所のケアマネジャーは、上限まで担当しているため、隣の福津市の事業所に相談をして担当していただくという事案が若干出てきております。ケアマネジャーの確保は課題だと認識しております。

【副会長】

はい。ございませんか。はい、どうぞ。

【委員】

この人材定着についての大きな予算を組んで頂きまして、本当にありがとうございます。特養等の施設の政調会とかでもですね、話題に出ておりまして、やっぱり資格が取れた方の補助もすごく職員も喜んでおりますし、人材定着っていうのが今すごく問題になってますし、確保のほうも難しくなっておりますので、そちらに補助金をつけていただいたというのは非常に大きいものだと思っております。ただですね、やっぱりもう介護人材というのも取り合いになっております。東京で2万円つくってという話が選挙の絡みもあるんですけど、現実的にやっぱり外国の方が外国から来ていただいた方に働いていただいている法人の数が増えてきておりますし、なかなか日本人の方だけでは難しい現状まで来ておりますので、幅広い人材定着、人材確保の政策と一緒に考えていただきたいということと、新しく宗像方式をつくるというぐらいの意気込みですね、一緒に介護人材をいかに確保していくかというところが、今後の宗像の福祉を支えるという意味では非常に重要なことだと思っておりますので、今後ご協力のほうよろしく願いいたします。以上です。

【副会長】

はい、ありがとうございました。ほかに何かございませんか。

【委員】

今、資料 11 の①から④のご説明頂いて、私はまだ飲み込めてない理解が追いついてないところがありますけれども、資料の 11 の③は、回答期限が 7 月 12 日までということですが、周知されている内容かということと、もしされてないのであればこれからこの周知でいいのか、どのような形で周知されるのかという 1 点です。2 点目は、資料11の④のほうで、対象者が求職者とあとその事業所という 2 パターンがあって、参加の要件等がありますけれども、これも裏面を見ますと、申込み期間が 6 月 28 日で、明日という形で、この期限はどなたの、どちらのほうの対象者の申込み、期間なのかというのを教えていただきたいなと思います。

【事務局】

はい。介護保険課西村です。まず、資料 11 の③、回答期限が 7 月 12 日金曜日までという案件ですが、こちらはまだ周知は行っておりません。7 月 1 日前後で市内各事業所に届くように、郵送の準備をしていたところなんです。予定では明日の郵便でお送りして、来週から回答の受け付けを始めていくという予定で、約 2 週間の回答期間を設けまして事業所の皆様から現状を教えてください予定です。もし、反応が悪い場合は、追って電話等で状況をお伺いしたり、場合によっては、委託事業者が直接施設訪問等をさせていただいて、その中でヒアリングをしていくという予定にしております。

続いて、資料11の④のハローワークが主体となって行っていく合同就職面談会についてですが、まず、6 月 28 日期限で申込みの期間を設けている件です。これは、事業所がブースを出すにあたり 8 事業所分の募集枠がありますが、この事業所側の募集期間が 6 月 28 日までということになります。応募多数の場合は、ハローワークが選考をして最終的に決定する、という流れとなります。実際の就職相談会は、宗像ユリックス会場においては 9 月 28 日を予定しておりまして、当日の来場者、就職希望者に向けての周知等は今から行っていく予定です。以上となります。

【副会長】

他になにかございますか。

4. その他

【副会長】

これで最後になりますが、事務局、あるいは委員の皆さん方から何かございましたらお願いいたします。

【事務局】

私のほうから一言、皆様に、会長、副会長始めまして委員の皆様におかれましてはこの 3 年間、この計画策定等に対しましてご尽力頂きまして、本当に心より感謝申し上げます。この計画策定の中で皆様から頂いたご意見、特に人材確保、あと市民の現状等を中心に貴重なご意見を頂きました。その部分につきましては今計画に反映できたのではなかろうかと思っております。今後はこの計画を確実に実行いたしまして、基本理念である、「住み慣れた地域でともに生き、互いに支え合い生き生きと安心して暮らせるまち」を実現してまいりたいと考えております。今後も引き続き、皆様におかれましては、宗像市の介護保険行政をご支援頂きますよう心よりお願い申し上げます、簡単ではございますが、お礼とさせていただきます。本当にこの 3 年間ありがとうございました。

【副会長】

ご苦労さまでした。それでは、会長は今日欠席でございますので、私が最後の締めのご挨拶をさせていただきます。第 8 期の運営協議会は、本日をもって全て終了となります。委員の皆さんにおかれましては、特に、昨年度は第 9 期計画を策定するということで、多くのご出席を頂きご活躍を頂きまし

て大変ありがとうございました。年度末には市長に答申案をお渡しすることができ、市長からも、皆さんのご尽力に対して心から感謝申し上げるということでございました。ありがとうございました。

5. 閉会

【副会長】

それでは、令和 6 年度第 1 回宗像市介護保険運営協議会を、これを持ちまして、閉会いたしたいと思えます。どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。